

ベトナム進出時に決めておくこと②

石川 幸

<はじめに>

前回、事業内容の決定と設立場所、法的代表者、会社名についてご紹介しました。今回は、現地法人設立時に準備しなければいけない資本金額についてお話しします。

<資本金とは（規制面）>

進出検討中の企業様から「いくら資本金は準備すれば良いのか？」というご質問をいただきます。資本金額を決定する前に、資本金とは？という点とその留意点を説明します。前回ご紹介した通とおり、ベトナムで現地法人を設立するという事は、現地法人のライセンスを取得することを示します。ライセンス上には【総投資額】（投資プロジェクト全体の投資予定金額を示す。）と【定款資本金】（実際に現地に投下する資本金を示す。）が記載されます。総投資額と定款資本金は以下の様な関係です。

◆総投資額＝定款資本金＋長期借入枠

長期借入枠とは親子ローンなど、将来的に借入れを予定している場合の借入れ予定枠を示し、ライセンスには記載されません。そして長期借入枠は総投資額と定款資本金の投下差で設定されますが、あくまでも予定枠ですので、設定の通り借入れする必要はありません。しかし反対に、設定枠以上に長期借入れする事はできません。

資本金や総投資額、長期借入枠には以下の様な留意点があります。

◆資本金や総投資額、長期借入枠の留意点

- ・設立後、定款資本金の増資を行うには、ライセンス書き換え手続が必要（手続期間：3ヶ月程度）
- ・長期借入れは、枠の範囲でしか借入れできない（＝ライセンス取得の段階で総投資額と定款資本金の投下差の設定が必要）
- ・長期借入の枠を設定していても、実行前に中央銀行への登録手続が必要（手続期間：2ヶ月程度）
- ・定款資本金と長期借入の割合は、1対2～3程度を目安に設定（長期借入の割合があまりに過大だと当局に指摘される可能性あり。）
- ・定款資本金は、現地法人設立日から90日以内に、全額現地法人資本金口座へ振込の必要あり
- ・定款資本金の減資は実務上不可

まず、ベトナムは最低資本金額に関する規定がありません（不動産業などの一部の業種を除く）。例えば100万円程度の資本金でも、法人設立の登記は可能です。しかし、実際には、当局の担当者ベースで非公式の資本金目安金額が設定されている事があります。

そこで、過去の事例をもとに、ライセンス取得上の目安ラインをご紹介します。（右上）

◆ライセンス取得上の目安ライン

IT、コンサル等の物を扱わない事業：

総投資額 1500万円（定款資本金:500万円
＋長期借入:1000万円）

商社・製造等在庫や設備投資が想定される事業：

総投資額 3000万円（定款資本金:1000万円
＋長期借入 2000万円）

次に実務面の観点から留意点を解説したいと思います。

<資本金額の決定（実務面）>

実際の資本金の設定は、ライセンス取得上の観点だけではなく、実務上の観点からも検証する必要があります。実務上の観点とは、事業の運転資金と黒字化のタイミング（予想）です。現地法人は、売上が発生するまでの間、資本金で費用を支払うこととなります。そして、前項の留意点で記載した様に、増資や長期借入の手続きには一定の期間や費用が必要となります。

ベトナムは、他の新興国と同様に、国外への資金持ち出しに関する規制が設けられている事は皆様ご存知かと思いますが、実は、ベトナム国外から国内へ資金を新たに投入する場合にも規制が設けられています。

例えば、現地法人の黒字化まで2～3年以上必要だと見込んでいる企業があったとします。初期の投資を抑えようと、資本金を100万円と設定し、設立の登記が無事完了したとしても、売上げの見通しが立たない場合、設立後に発生する家賃や人件費、仕入費用など支払いで資金が枯渇してしまうという事態が発生します。その為、オフィスの賃料や採用計画、人件費相場と給与上昇率などの運転資金がどれくらい必要かを検証の上、事業計画をもとに資本金額を設定する必要があります。

<総括>

「いくら資本金を準備すれば良いのか？」というご質問に対する回答は、規制面では一部の業種を除き最低資本金の規定はありませんという回答になります。そのため、ネット上で記載されている情報は、規制面（公式・非公式）を考慮した情報が記載されているのが一般的です。しかし実際に、実務面が重要な要素となります。初年度で10名採用される企業と100人採用される企業でも異なりますし、新規で営業開拓する必要がある企業と親子間取引を前提とし売上げの目途が立っている企業でも異なります。そのため、資本金に関してはネットで公開されている一般的な規制面での情報だけではなく、各企業様の事情計画にあった資本金額を設定することを推奨しております。